

門 真 市 広 報 連 絡 表	総合政策部秘書広報課
提 供 日 平成 25 年 11 月 15 日 (金)	写 真
場 所	有 ・ 無
誤認による差し押えについて	

【概要】

平成 25 年 10 月 25 日に市税滞納者 A 氏の銀行預金の差し押えを執行したところ、11 月 1 日に B 氏より、自分の預金が差し押さえられているとの問合せがあり、A 氏と同姓同名、同生年月日である B 氏の銀行預金を誤って差押えしたことが判明した。差し押えは同日中に解除の手続きを行うとともに、B 氏に謝罪し、また、差押えに伴い A 氏宛てに送付した差押調書については既に回収した。

【原因】

差押手続において銀行への調査の中で、氏名、生年月日、住所の確認を行った際、住所確認が不十分であったにもかかわらず、氏名、生年月日が一致していたため同一人と判断し、差し押さえを執行してしまった。住所相違の場合には、滞納者の住民票などにより住所履歴の確認を行うべきであった。

(納税課長のコメント)

ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後、同様の誤りを起こさないよう、同一人の特定作業等の事務処理の見直しを行い、再発防止に取り組んでまいります。